

VIII 支援に関する具体的な個別の検討

1 災害情報の伝達方法

災害時には関係情報を確実に伝えることが重要であることから、障害者の特性に応じた情報伝達方法を事前に整理しておく必要がある。

種別	対応例（複数の入手方法が必要）
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話（音声読み上げ機能）での伝達 ○有線放送（専用線） ○ラジオ放送 ○テレビ（音声）放送 ○その他音声による伝達 ○近隣の支援
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○携帯電話（メール）での伝達 ○FAXによる伝達 ○テレビ（字幕・手話通訳）放送 ○近隣の支援
（全盲ろう）	<ul style="list-style-type: none"> ○通訳者を介した伝達 （指点字、触読手話、手書き文字 など）
知的・精神・発達障害者 （状況把握に時間を要する者及び状況変化への対応が困難な者など）	<ul style="list-style-type: none"> ○理解に時間を要する者に配慮した伝達 （ゆっくり繰り返す、短い文で具体的に表現するなど、解り易い放送） （文書は、簡潔で文字を大きくし、また、ふりがなを活用するなどの配慮） （絵、イラスト、写真、ホワイトボード、コミュニケーションボード、支援ブック等の活用） ○近隣の支援
共通 （全種別）	<ul style="list-style-type: none"> ○事前の伝達方法（複数の方法）の決定 ○伝達訓練の実施 ○専用通信機器の設置等（市町、個人） ○近隣の支援

既存の通信局や回線等の施設・設備が被災する恐れがあるほか、交換局に通信が集中して、情報伝達が困難となる可能性があることから、事前に対応方法を詳細に決めておくことが必要である。

また、個々のニーズに合わせた情報の発信・受信の方法や、受信機器の設置に努めているが、避難指示や勧告などの重要な情報は、万全を期するうえでも近隣住民による声掛けが大きな役割を果たす。（近隣の支援）

2 当事者（要配慮者）との意思疎通

日頃から当事者と支援者間の連携体制を構築し、非常時の即応性を高める必要がある。

種 別	支援者と当事者間で整理が必要な対策等
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者との意思疎通の方法 (声かけ=必要な情報の提供) (代読や代筆による意思疎通の支援) ○個別ニーズに基づく避難誘導の方法 ○担当する支援者に慣れる ○支援者同伴の避難訓練への参加
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者との意思疎通の方法 (ヘルプカード、意思表示カード、プラカード等の準備) (筆談ができる資材等の準備) (可能な範囲での手話通訳対応者の確保) (随時の情報提供(伝達)方法の確認) ○個別ニーズに基づく避難誘導の方法 ○支援者同伴の避難訓練への参加
(全盲ろう)	<ul style="list-style-type: none"> ○通訳者を介した意思疎通 (指点字、触読手話、手書き文字 など)
知的、精神、発達障害者 (状況把握に時間を要する者及び状況変化への対応が困難な者など)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者との意思疎通の方法 (可能な範囲でのコミュニケーションツールの確保) (予定、見通しが明確になる対応) (随時の情報提供(伝達)方法の確認) (肯定的で簡潔な指示や言葉) ○状況把握が困難な者や状況変化を受けパニックを起こす者への対応 (日頃から連携を密にし、当事者に支援者の顔を覚えてもらうなどの対応) (パニックやてんかん等の対処法の普及) ○支援者同伴の避難訓練への参加
難病患者 (難病患者は、病状や使用中の医療機器等が日々変動することに留意する)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者との意思疎通の方法 (普段のコミュニケーション手段の確認(音声、文字盤、筆記、伝達機器など)) ○当事者が作成している「防災カード」による対応 ○医療管理が必要な者、個々の難病に基づく対応 ○視覚障害、聴覚障害に準じた対応が必要な場合もある

支援者との意思疎通の方法は、共通して「ヘルプカード」の利用が有効。

事前に、対応方法の整理(決定)や必要な知識や技術の修得が必要。

また、支援者同伴の避難訓練への参加による「個別計画」の検証、見直しが必要。

3 必要物資

必要物資は、障害の種別や状況により異なるものであるが、主なものとして次のとおり整理する。

要配慮者の障害の種別・程度や置かれている状況等により必要な物資の配備確認や調達方法の整理、備蓄などの対応が必要である。

(1) 避難支援（移動）に

必要となる資機材

津波や大規模火災等、災害の状況により、近場に位置する「避難場所」への移動において、要配慮者の迅速な避難のために使用する資機材であり、個人の所有がない場合は、地域での保管場所の選定や必要数量を検討のうえ配備を行い、地域の支援者等に周知しておく必要がある。

資機材名	備考
車いす	個人所有の資機材がない場合、要配慮者の状態やニーズを踏まえ、安全かつ効果的な避難（移動）支援が行えるよう資機材を配備するとともに、安全な場所に保管・確認しておく必要がある。
リクライニング車いす	
ストレッチャー	
担架	
リヤカー	
歩行補助器	



(2) 避難の際に携行する資機材

要配慮者が日常的に使用し、避難先での生活においても不可欠な物資や、避難所において意思疎通や情報入手などに必要となる物資等で、避難の際に携行する個人所有の資機材等。

〔必要物資一覧〕

種 別	物 資
重症心身 医療管理が必要 な者（難病患者 を含む）	車いす（個人所有）
	リクライニング車いす（個人所有）
	ストレッチャー
	人工呼吸器
	アンビューバッグ（手動式蘇生バッグ）
	携帯用酸素ボンベ
	カテーテル
	経管栄養（流動食）
	たん吸引器（手動の場合（チューブ、注射器））
	腹膜灌流用回路及び関連用具セット（CAPD 患者用）
	バッテリー
	ポータブルトイレ（尿瓶、おむつ交換用使い捨て手袋）
	おむつ（特に中間サイズ）
	服用医薬品
汚物入れ用バケツ、ビニール袋	
下肢 体幹 平行機能 （歩行困難）	車いす（個人所有）
	電動車いす（個人所有）（充電器を含む）
	歩行補助器
	杖
視覚	音声読み上げ対応携帯電話（充電器を含む）
	白杖
	眼鏡
	メモ用録音機（替え電池を含む）

種 別	物 資
聴覚	補聴器、人工内耳機器（替え電池を含む）
	ヘルプカード、SOSカード
	災害用（意思表示）バンダナ
	筆談用筆記用具、メモ用紙
音声・言語	電子喉頭器（替え電池を含む）
	音声拡張器（替え電池を含む）
	ヘルプカード、意思表示カード等（救急用カード）
	筆談用筆記用具、メモ用紙
そしゃく	ガーゼエプロン(気管孔保護)
	紙マスク
	経腸栄養剤
	筆談用筆記用具、メモ用紙
内部 難病 (活動制限)	車いす（個人所有）
	電動車いす（個人所有）（充電器を含む）
	リクライニング車いす（個人所有）
	ストレッチャー（個人所有）
	治療食
	服用医薬品
	ストーマ装具一式
	ヘルプカード、「私のストーマカード」
	ストーマ用はさみ（装具穴あけ用）及び型紙
	カテーテル
	ウェットティッシュ、ティッシュペーパー
	ナイト・ドレーナージバッグ
	飲料水（ペットボトル）
知的	イヤーマフ（個人所有）
	こだわりのある物品
	ヘルプカード、意思表示カード等（情報提供用）
	絵カード等（意思疎通）
	服用医薬品

種 別	物 資
精神	服用医薬品
	ヘルプカード、意思表示カード等（情報提供用）
発達	イヤーマフ（個人所有）
	こだわりのある物品（安心できる、落ち着ける物品）
	ヘルプカード、意思表示カード等（情報提供用）
	絵カード等（意思疎通）
	服用医薬品
	筆談用筆記用具、メモ用紙

※物資ごとに、消失、破損等の際の調達方法や代用品等について、確認しておく。
（記録票等を作成しておくことも有効である。）

(3) 継続的な調達が困難な物資

国（内閣府）の「防災基本計画」では、国民の防災活動の推進として、最低3日間分（他県等からの支援を受け始めることが想定されるまで）の物資の備蓄を行うことが示されており、1週間分の物資の備蓄を推奨している。

このような中、特殊な消耗品等で継続的な調達が困難な物資（一般的な支援物資による供給が期待できないもの）は、多めの個人備蓄（自助）を促すとともに、事前に調達や備蓄（公助）などの方法を検討する必要がある。

例 示

○ストーマ装具

○重症児用おむつ（中間サイズ）

整理方法

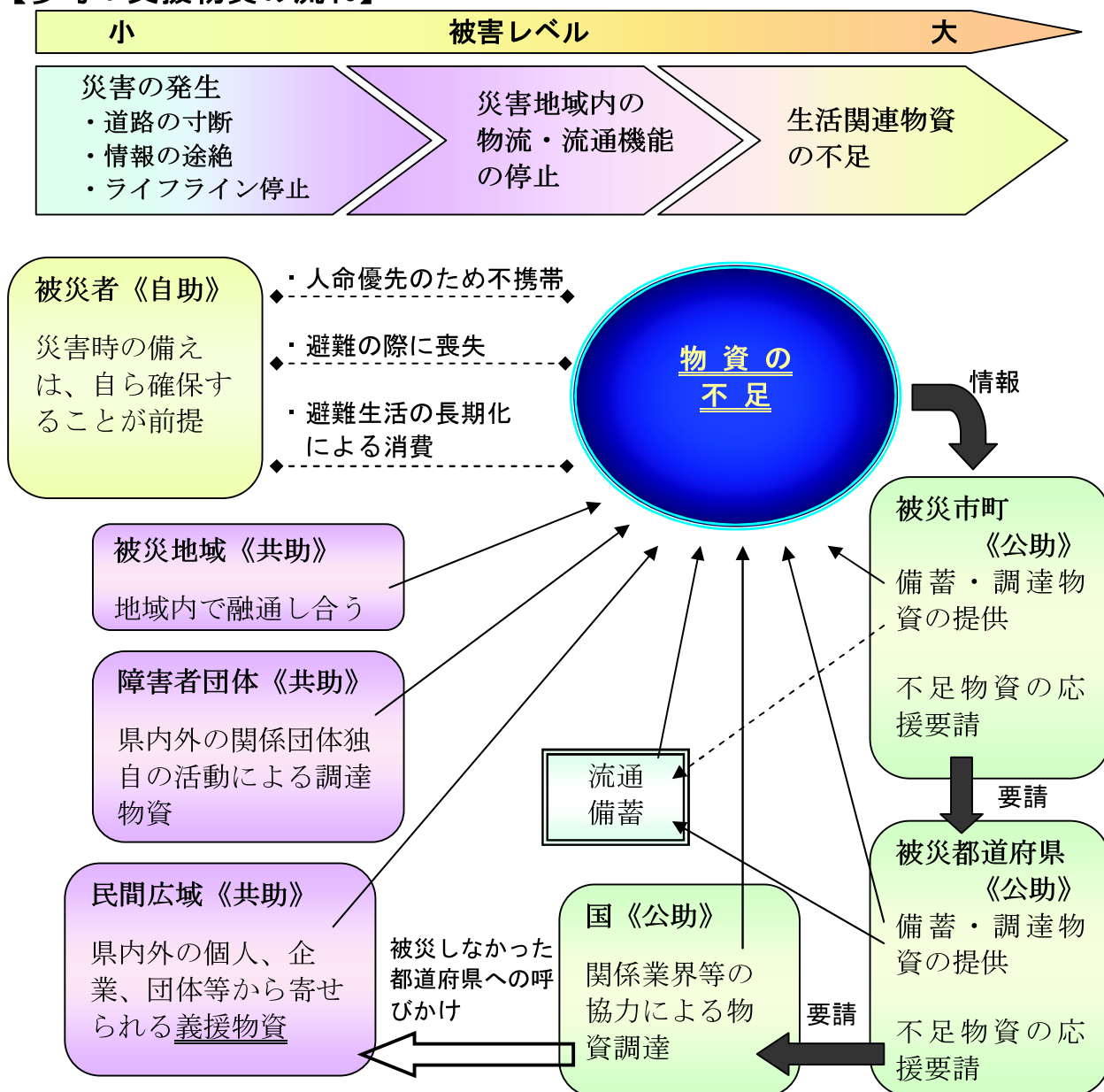
○個人携行品として必要量の備蓄（自助）

○関係機関、関係団体連携による備蓄調整の検討（共助）

○団体の全国ネットワークの活用による調達の検討（共助）

○県、市町において備蓄や流通備蓄（公助）

【参考：支援物資の流れ】



※ 流通備蓄とは、県、市町があらかじめ民間企業等と協定を結び、災害時に優先的な供給（有償・無償）を行うしくみ。

※ 県では、自助、共助による調達が困難となった医薬品、医療機器、医薬部外品、化粧品、衛生材料等について、「愛媛県薬事振興会」との協定により流通備蓄の体制を整えている。

○東日本大震災における本県の応援物資対応

《共助による物資調達と公助による物資運搬のマッチングの事例》

- ・被災県（宮城県）が必要物資一覧を作成（時間の経過とともに修正）
- ・本県は、県内市町と協働し、県民に物資の提供を広く呼びかけた。
- ・民間企業や個人から必要となる物資が市町等に届けられた。
- ・県支援本部は、民間から提供を受けた物資の集積場所を確保した。
- ・県支援本部は、必要な物資を必要な場所に輸送できるよう、宮城県現地本部と連携し、トラック協会や自衛隊の協力を得て輸送を行った。

4 避難場所での配慮

避難場所は、地震、津波、火災等の災害形態ごとに、短時間で避難できる近場の高台や、グラウンド、公民館等の施設など、災害時において人命を守るための一時的な避難場所であるため、多くの機能を求めることは困難であるが、障害者の避難が想定される場合には、状況に応じた配慮が必要である。

機能	対応（配慮）及び配備品
災害拠点としての機能	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所への移動が決定するまでの間、滞在する避難者の状況に応じた配慮が必要 ・通信機器（携帯防災無線機、衛星電話、トランシーバー等） ・防災用具（消火器、防災・防火用水、ビニールシート等） ・トイレ設備（携帯用トイレ、尿瓶、紙おむつ等） ・その他設備（テント、ベンチ等）
障害者の把握 (重要な機能)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者を迅速に把握し、所要の対応を行う (聴覚や内部障害のように外見からは障害のあることが分からない場合もある)
温度調整	<ul style="list-style-type: none"> ○防寒具、毛布、雨具、簡易な日除けなどの配備
電源確保	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間の照明、充電が必要な機器等の対応
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路の障害物への対応、バリアフリー化 (障害物の撤去、段差解消、手すり設置など)
スペース確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ストレッチャーが設置できるスペースの確保 ○知的障害者等の動揺に対する配慮 (個室の確保、個別テントの設置、間仕切りなど) ○避難場所における車いすの動線の確保 (他の避難者の荷物（持ち出し品）の整理) ○障害者用トイレの確保 (ポータブルトイレ、腰掛式トイレ等)

機能	対応（配慮）及び配備品
情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障害者の情報保障 （目で見えて分かる情報伝達、筆記用具、情報保障支援者（手話通訳者、要約筆記者）の確保など） ○視覚障害者の情報保障 （混乱の中、雑音が多い環境での意思疎通支援） （移動における情報提供支援） （代読、代筆支援など） ○盲ろう者の情報保障 個々の状況に応じて「聴覚障害者」、「視覚障害者」に準じた支援となるが、全盲全ろう者には特段の配慮が必要 （指点字、触読手話、手書き文字 など） ○知的、精神、発達障害者に配慮した分かりやすい情報の伝達 （絵、イラスト、写真、コミュニケーションボード、支援ブックの活用）
市町対策本部との連携（指揮命令系統の確保）	<ul style="list-style-type: none"> ○市町対策本部からの指示を受けられるように配慮する （防災無線、優先電話等の活用など）
要配慮者の状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者との意思疎通を図り、個別のニーズを把握する （バッテリーの残り時間、病状、投薬、必要な措置（人工透析、経管栄養など）が必要な者）
トリアージ	<ul style="list-style-type: none"> ○バッテリー機器使用者等、移送の優先度の高い者を確認し、市町対策本部との連携のもと、個別の状況に応じ、次の段階の避難先の選定を行う
的確な引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ○市町対策本部と連携のもと、個々の状況や本人・家族の意向に応じ、救護所、一般避難所、福祉避難所、病院等へ的確に引き継ぐ ○移送にあたっては、状況に応じて応援要請が必要



愛媛県防災キャラクター
「こまっち」



5 一般避難所・福祉避難所生活への配慮

避難生活の場として、障害者支援のための必要な事項

(1) 一般避難所

機能	対応及び設備、配備品
障害者の把握及び障害者の特性に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者に対する配慮を行う前提として、障害者を迅速に把握する必要がある (聴覚や内部機能障害のように外見からは障害のあることが分からない場合もある) ○障害種別ごとの特性を理解するために、解説書等を事前に作成し、活用できるようにしておく
避難施設内での配慮 (配置場所) (安全確保)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者のニーズを踏まえたレイアウト <ul style="list-style-type: none"> ・個々のニーズに基づき総合的な配慮が求められる 《例示》 《施設出入口付近への配置（歩行困難、視覚）》 《音声機器の利用者への配慮（視覚）》 《掲示板が見えやすい位置への配慮（聴覚）》 《避難所担当者や支援者と意思疎通が図りやすい配置》 《介護を受ける際などのプライバシーへの配慮》など ・車いす利用者や歩行困難者の動線（通路幅）の確保や、視覚障害者が利用しやすい壁伝いの動線の確保、また、トイレ等重要な施設・設備に続く誘導ロープの設置など ・段差解消、手すりの設置、障害物撤去などによる安全確保 ・パーテーションやキュービックドーム（ドーム型テント）等の活用による分離 ・必要に応じたポータブルトイレの活用 ○身体障害者補助犬利用者への配慮 ○要配慮者の家族等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・家族等同伴者の生活の場を確保する (配置場所への配慮やプライバシーの確保) ○周囲（避難者）への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・発電機による騒音に関する周囲への配慮 (防音対策や発電機本体、発電機使用者の配置)

機能	対応及び設備、配備品
聴覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者の確認や確実な情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・声の伝達に併せ、文字での伝達に配慮（多数の避難者の中では、プラカードの活用などが効果的） ○意思疎通対応 <ul style="list-style-type: none"> ・掲示板（電光掲示板を含む）の設置 ・筆談等による個別対応 ・手話技術を有する者とのマッチング（SOSカードや意思表示バンダナの活用など） ○障害福祉サービス等の継続提供（手話通訳、要約筆記等の情報保障など）
視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○音声による情報取得への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・施設内放送は、解り易く簡潔に行うとともに、繰り返すなどの配慮 ・ラジオや音声読み取り機などの音声を発する機器を使用するため、周囲の理解が必要 ・雑音が多い環境においては、個別の通訳の必要性にも配慮 ○障害福祉サービス等の継続提供（同行援護、移動支援など）
盲ろう者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の状況に応じて「聴覚障害者」、「視覚障害者」に準じた支援となるが、全盲全ろう者には特段の配慮が必要（指点字、触読手話、手書き文字 など）
スペース確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ストレッチャーが設置できるスペースの確保 ○知的障害者等の動揺に対する配慮（個室、個別テント、間仕切りなど） ○車いすの動線、身体障害者用トイレなどにおける十分なスペースの確保 ○家族等の付添い者の配置やスペースの確保
プライバシーの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○人工肛門、人工ぼうこう保有者に必要なストーマ装具交換のためのスペースの確保やシャワー設備（トイレに併設が望ましい） ○重度心身障害（児）者の介護スペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・パーテーションの活用等によるプライバシーへの配慮

機能	対応及び設備、配備品
市町対策本部との連携	○随時、市町対策本部からの指示を受けることができるように配慮する (本部職員の派遣や防災無線、優先電話等の活用など)
機会の確保	○食料や応援物資の適切な分配をはじめ、各種説明会や集会などにも、障害者等が参加し、意見を述べられるよう配慮する
一時帰宅者への対応	○周囲への遠慮や、環境変化による体調不良等の懸念により、一時帰宅した障害者等が支援から漏れることのないよう、市町対策本部と連携した対応が求められる
障害者等の支援に係る意識啓発	○一般の者と障害者が混在するため、周囲の理解と支援が必要である ・助け合い（要配慮者支援）に関する意識啓発に関して、日頃から地域防災訓練や各種会議等を通じて取り組む

(2) 福祉避難所

「一般避難所」での配慮事項を踏まえたうえで、市町、福祉避難所運営者、施設設置者等に求められる事項について整理

機能	対応及び設備、配備品
避難施設の機能確認及び情報提供	○市町は、福祉避難所（施設等）の事前指定にあたり、あらかじめ、その機能を確認しておく ○福祉避難所の立ち上げの際、その運営者は速やかに施設機能の把握を行うとともに、市町対策本部に各種情報提供を行う ・対応できる（できない）障害の程度の確認 ・受入可能人員数の確認 ・通信回線の確保（優先電話、防災無線など）

機 能	対応及び設備、配備品
市町対策本部との連携	<p>○福祉避難所運営者は、市町対策本部との密な連携のもと、効果的、効率的な対応が求められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時の受入状況の報告 ・応援資材の要請 ・応援スタッフの要請 ・安否情報の提供
介護用品等の調達	<p>○市町は、応援物資が届くまで持ちこたえられるだけの介護用品等の備蓄を行うとともに備蓄拠点からの搬送手段を確保する</p> <p>○県は、市町からの要請を受け、流通備蓄による調達を行う (物資調達については、一般避難所も同様)</p>
要配慮者の医療管理	<p>○福祉避難所運営者は、医療的看護や観察が必要な者や継続した服薬が必要な者等の管理を行うとともに、医療機関への搬送が必要な者を把握した場合は、迅速に市町対策本部に報告し、指示を受ける</p>
スタッフの確保	<p>○福祉避難所の事前指定を受けた施設の管理者は、日頃から地域内のボランティアの活用や連携に努めるとともに、応援スタッフの受入れ体制を整えておくことが望ましい</p>
地域の他の施設との連携	<p>○福祉避難所運営者は、物資や燃料の融通や専門スタッフのノウハウの活用が図れるよう、連携体制を構築しておくことが望ましい</p>
広域連携	<p>○地域内で対応できない障害者がいる場合、市町対策本部を介した、対応可能な施設への移送などの迅速な対応が求められる</p>
広域応援の受入れ体制	<p>○市町対策本部との連携体制（情報伝達）の確保</p> <p>○県内外からの応援（人的支援・応援物資）の受入れ体制の構築</p>

6 障害種別ごとの必要な避難所設備等

避難所における障害種別ごとに必要な設備

(1) 一般避難所

種別	必要な設備	備考
重症心身、医療管理が必要な者、難病	・パーテーション、テント等の仕切り	・プライバシーの確保
	・電源又は発電設備	・電力が必要な機器使用者への配慮 ※発電機の騒音対策にも留意すること
	・冷暖房機器	・温度調整への配慮
下肢、体幹、平衡機能 (歩行困難)	・段差解消	・車いすや歩行補助器使用者への配慮
	・身障者用トイレ設備	
上肢 (身体上肢)	・フリーハンド対応用具等	
視覚	・安全な通路の確保や段差解消	・動線上の障害物等による危険の回避
	・放送資機材	・音声での情報伝達への配慮
聴覚	・フラッシュ燈	・情報伝達の合図や表示など、聴覚障害者への配慮
	・掲示板 (FM多重波を活用した電光掲示板を含む)	
	・プラカード	
	・ホワイトボード (設置用及び携帯用) (磁石、マジック)	
	・デジタル文字放送受信テレビ (50型以上が望ましい)	
	・ファックス	
知的、精神、発達	・パーテーション等の仕切り (ドーム型テントなど)	・安心空間の確保 ・パニックになった場合等の配慮

種別	必要な設備	備考
知的、精神、発達 ＜つづき＞	・シート (場所を明確にする)	・言語指示が通りにくい場合や本人の見通しを立てやすくするための配慮
	・ホワイトボード(掲示板) (磁石、マジック) ・予定表 ・模造紙(特大の用紙) ※伝達事項を残し、後々に確認する必要がある場合等に効果的	
内部 (人工肛門、人工ぼうこう保有者)	・人工肛門、人工ぼうこう保有者対応トイレ	・ストーマ装具交換への配慮 ※「水」の確保が重要であることから、必要に応じて防災揚水ポンプの活用などが必要
	・シャワー設備	

(2) 福祉避難所

区分	必要な設備等	備考
全般	・通信機器(防災無線、優先電話など)	・行政機関との連絡調整 (要配慮者受入状況報告や重篤者の移送、物資の要請など)
	・介護機器	・他の福祉避難所との連携
	・電源設備	・継続した障害福祉サービスの提供
	・燃料(補給体制を含む)	
介護スタッフ	・スタッフの打合せ、休憩スペース(ボランティアルーム等)	・継続した障害福祉サービスの提供(人的対応)
	・圏域内応援スタッフのデータ集積	
その他	・付添い者への配慮 ・受け入れた応援物資の保管場所	・家族の生活にも配慮

7 支援者の2次的被害の回避 (当事者、支援者間の対応時留意点)

避難行動要支援者の「個別計画」は、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、作成することが望まれる。

しかし、震災は予知が困難であるため、外出等により発災時の対応ができない場合がある。

このことを踏まえ、事前に避難行動要支援者、支援者間で対応に関する取り決め事項を整理し、短時間で避難できるよう、また、重複支援による支援者の2次的被害の回避についても検討を要する。

(1) 避難（誘導）に必要な人数の検討

- ストレッチャーや車いす等の移動に必要な人数の確認
- 避難路の状態（段差や斜面）による必要な人数の確認
- 個人持ち出し品（真に必要なもの）の事前把握
(品目、数量、持ち出しに必要な人数)
(居室内での置き場所)

(2) 短時間での避難対応

- 当事者は、持ち出し品目及び置き場所を支援者に事前に情報提供するとともに、居室内に掲示するなどの工夫
(※ただし、防犯上の配慮が必要)
- 効率的な避難ルートの確認、複数の出口の確保
(居室から屋外へ)
- 人員が不足する場合に、即応性のある近隣への早期の声掛け
(※応援要請の例：メガホン、トランシーバー、非常灯、懐中電灯、笛（ホイッスル）の使用等)

(3) 当事者（避難行動要支援者）が不在の場合

- 短時間で当事者（避難行動要支援者）の不在を確認できる方法の検討、申し合わせ
（※ただし、防犯上の配慮が必要）

(4) 支援者が不在の場合

- 近隣がバックアップできる方策を講ずる
- 地域ぐるみで防災訓練へ参加するなど、日頃から近隣との交流に努める
（※地域での助け合いの意識付け）
- 当事者は、自力での応援要請の方策を講じておく
（※応援要請の例：ブザー、笛（ホイッスル）の使用等）



Ⅹ 避難支援チェック項目（支援者の事前確認用（例））

【避難行動要支援者・家族の状況】

対象者	氏名		住所	
	生年月日		障害種別 (級)	
同居家族	続柄	氏名	(避難支援の可否)	
			(例1：日中は他市町で勤務)	
			(例2：高齢のため不可)	
別居親族	続柄	氏名	(緊急連絡先)	
同居家族内の 避難行動要支援者	(例3：母〇〇〇〇は、肢体不自由のため歩行困難)			
関係機関 及び 連絡先	加入障害者団体		〔電話番号等〕	
	相談支援事業所			
	普段利用しているサービス提供事業所			
	かかりつけ医療機関・薬局			

【チェック項目】

	確認事項	備考（記入欄）	チェック
1	避難行動要支援者は、災害情報をどのように取得するかご存知ですか？（電話・FAX・メール・その他）		<input type="checkbox"/>
2	災害時に避難行動要支援者との有効な連絡方法（電話番号、FAX番号、メールアドレス等）はご存知ですか？		<input type="checkbox"/>
3	避難の支援者は何人必要ですか？		<input type="checkbox"/>
4	あらかじめ分かっている貴方が対応できない時間帯や曜日などはありますか？ ある場合は、対応を関係者と協議しましたか？		<input type="checkbox"/>

5	初動において支援者が不足する場合のバックアップの検討は行いましたか？		<input type="checkbox"/>
6	避難行動要支援者本人や家族との詳細打合せは実施しましたか？		<input type="checkbox"/>
	(1) 避難支援を行う際の居宅の出入口		<input type="checkbox"/>
	(2) 支援者の到着が遅れている場合の対応		<input type="checkbox"/>
	(3) 設定している支援者以外の者からの支援の申し出があった場合の対応		<input type="checkbox"/>
7	避難行動要支援者とは顔見知りですか？		<input type="checkbox"/>
8	避難行動要支援者の不在や避難対応済みを確認できる方法を検討、申し合わせを行いましたか？		<input type="checkbox"/>
9	他の支援者との詳細打合せは実施しましたか？		<input type="checkbox"/>
10	他の支援者の連絡先をご存知ですか？		<input type="checkbox"/>
11	避難の際持ち出す必要がある機器はありますか？ 居宅内のどこにありますか？		<input type="checkbox"/>
	(1) ストレッチャー		<input type="checkbox"/>
	(2) 担架		<input type="checkbox"/>
	(3) 車いす		<input type="checkbox"/>
	(4) 人工呼吸器		<input type="checkbox"/>
	(5) 携帯用酸素ボンベ		<input type="checkbox"/>
	(6) たん吸引機		<input type="checkbox"/>
	(7) カテーテル		<input type="checkbox"/>
	(8) 経管栄養		<input type="checkbox"/>
	(9) バッテリー		<input type="checkbox"/>
	(10) ポータブルトイレ		<input type="checkbox"/>
	(11) その他		<input type="checkbox"/>
12	個人持ち出し品を確認しましたか？ 居宅内のどこにありますか？		<input type="checkbox"/>
13	居宅から屋外への効果的な誘導ルート（複数）を確認しましたか？		<input type="checkbox"/>
14	災害の形態ごとの避難場所（複数）はどこですか？		<input type="checkbox"/>
	(1) 地震災害		<input type="checkbox"/>
	(2) 津波災害		<input type="checkbox"/>
	(3) 土砂災害		<input type="checkbox"/>
	(4) 河川増水		<input type="checkbox"/>
	(5) 大規模火災		<input type="checkbox"/>
	(6) その他（地域の特殊な災害）		<input type="checkbox"/>

	(7)	一般避難所（避難が長期化する場合）		<input type="checkbox"/>
15		避難所までの誘導経路を確認しましたか？		<input type="checkbox"/>
16		避難経路に障害物はありませんでしたか？		<input type="checkbox"/>
17		予定している誘導経路が使用できない場合の別案は用意しましたか？		<input type="checkbox"/>
18		避難までの所要時間はどれくらいですか？		<input type="checkbox"/>
19		実際に避難シミュレーションを行いましたか？		<input type="checkbox"/>
20		避難行動要支援者の同行として地域の防災訓練に参加しましたか？（予定を含む）		<input type="checkbox"/>
21		市町の対策本部の連絡先はご存知ですか？		<input type="checkbox"/>
22		避難行動要支援者の避難誘導にあたり留意すべき事項はありますか？（資機材の確保、事故防止、安心確保）		<input type="checkbox"/>
	(1)	ストレッチャー、車いす等の機器が必要		<input type="checkbox"/>
	(2)	対応可能なペースにあわせた見守りが必要		<input type="checkbox"/>
	(3)	手をつなぐなど密着した誘導が必要		<input type="checkbox"/>
	(4)	安全確保のため、常時声掛けが必要		<input type="checkbox"/>
	(5)	状況を理解させるための落ち着いた対応が必要		<input type="checkbox"/>
	(6)	環境に適応しにくい児童へのイヤーマフ等対応		<input type="checkbox"/>
23		避難行動要支援者は、避難場所でどのような支援が必要ですか？		<input type="checkbox"/>
	(1)	温度調整（防寒具、毛布、日除けなど）		<input type="checkbox"/>
	(2)	トイレ設備（ポータブルトイレなど）		<input type="checkbox"/>
	(3)	介護スペース（プライバシー）の確保（食事、排せつ、衣服着脱など）		<input type="checkbox"/>
	(4)	意思疎通の確保（筆談、手話通訳者、要約筆記者等）		<input type="checkbox"/>
	(5)	その他 ()		<input type="checkbox"/>
24		避難場所に必要な設備はありますか？		<input type="checkbox"/>
25		必要な設備がない場合は、どのように調達しますか？		<input type="checkbox"/>
26		避難行動要支援者の避難場所滞在時間の限界はどれくらいですか？		<input type="checkbox"/>

※「避難場所」に必要な設備については、滞在見込時間を加味したうえで、整備について市町と協議してください。